

## 京都メカニズムの活用に関する対策・施策の見直しについて

京都メカニズムの活用に関する対策・施策については、現時点において入手可能な資料やデータに基づき暫定的に評価したところ、現状のままでは、現大綱において京都メカニズムの活用が想定されている分のクレジットを獲得し、我が国の遵守に用いることができると評価することは困難であるとの評価であった。

今後、更に新しい資料やデータなどを踏まえて、より精密な評価を行う必要があるが、今後の対策・施策の見直しの検討に当たっては、クレジット獲得の確実性を向上させるために、幅広く検討を行うことが適当であると考えられる。このため、本資料では、大綱の対策・施策の強化の方向性について概観した。

なお、この資料の数値を含む記述内容は、現時点において入手可能であった資料やデータに基づき検討した暫定的なものであり、今後、さらに新しい資料やデータ及び中央環境審議会その他の関係審議会の議論を踏まえて変わりうるものであることに注意を払う必要がある。

1. 大綱における京都メカニズムの位置づけについて

**表1 大綱の分野別の削減目標**

(基準年総排出量比)

区 分	目 標							
① エネルギー起源の二酸化炭素	<table border="0"> <tr> <td>産業部門</td> <td>基準年比▲7%</td> <td rowspan="3">±0.0%</td> </tr> <tr> <td>民生部門</td> <td>基準年比▲2%</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>基準年比+17%</td> </tr> </table>	産業部門	基準年比▲7%	±0.0%	民生部門	基準年比▲2%	運輸部門	基準年比+17%
産業部門	基準年比▲7%	±0.0%						
民生部門	基準年比▲2%							
運輸部門	基準年比+17%							
② 非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	▲0.5%							
③ 革新的技術開発、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	▲2.0%							
④ 代替フロン等3ガス	+2.0%							
⑤ 森林経営等による吸収量の確保	▲3.9%							

○①～⑤の目標のうち、目標の達成が十分に見込まれる場合には、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に対策を推進するとともに、今後一層の排出削減を進める。  
 ○国としての京都議定書上の約束達成義務及び京都メカニズムが国内対策に対して補足的であるとする原則を踏まえ、京都メカニズムの活用について検討する。(※上記各目標と▲6%の差は1.6%分(約2000万tCO<sub>2</sub>)あり、これが、明示されていないものの、国内対策の目標が超過達成されない場合に京都メカニズムの活用が予定されている分である。)

**全体として▲6%の目標達成**

- 京都議定書及びマラケシュ合意においては、京都メカニズムの活用は国内対策に対して「補足的」でなければならないとされている。

(マラケシュ合意 決定 15/CP.7 前文)

「京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的 (supplemental) で、国内対策が数値目標達成のための努力の重要な部分 (significant element) でなければならない」

- 現行大綱においては、明示されてはいないものの、国内対策の各目標と－6%との残差である1.6% (約 2000 万tCO<sub>2</sub>)分が、国内対策の目標が超過達成されない場合に京都メカニズムの活用を予定している量といえる。

※現在までに政府承認したCDM/JI案件は、計7件で、クレジット獲得予測量は計約 690 万tCO<sub>2</sub> (参考1 参照 (p10) )

○ これまで国内対策に係る各部門の評価を行ってきたが、その結果、現行対策のままだと、基準年比で+4.1%～+4.6%との暫定評価（吸収源対策を除く。）がなされている（参考2参照(p11)）。また、現行対策のもとでの吸収源対策による吸収量の確保は3.1%分（暫定値）と予測されている（4月7日地球環境部会資料4-3）。

→ 現行の国内対策による2010年の排出量予測（吸収量を含む。）は、+1.0%～+1.5%程度（暫定値）

○ 現行大綱においては、国内対策（上記①～⑤）により-4.4%まで達成するという目標となっている。

前述のとおり、京都メカニズムの活用に関する量については、国内対策の各目標が総体として超過達成されることがありうること等の理由から、明記されていない。

○ しかしながら、現行の対策による2010年の排出量予測を踏まえると、上記①～⑤の国内対策によって-4.4%という目標が総体として超過達成されることは期待できないのではないかと。

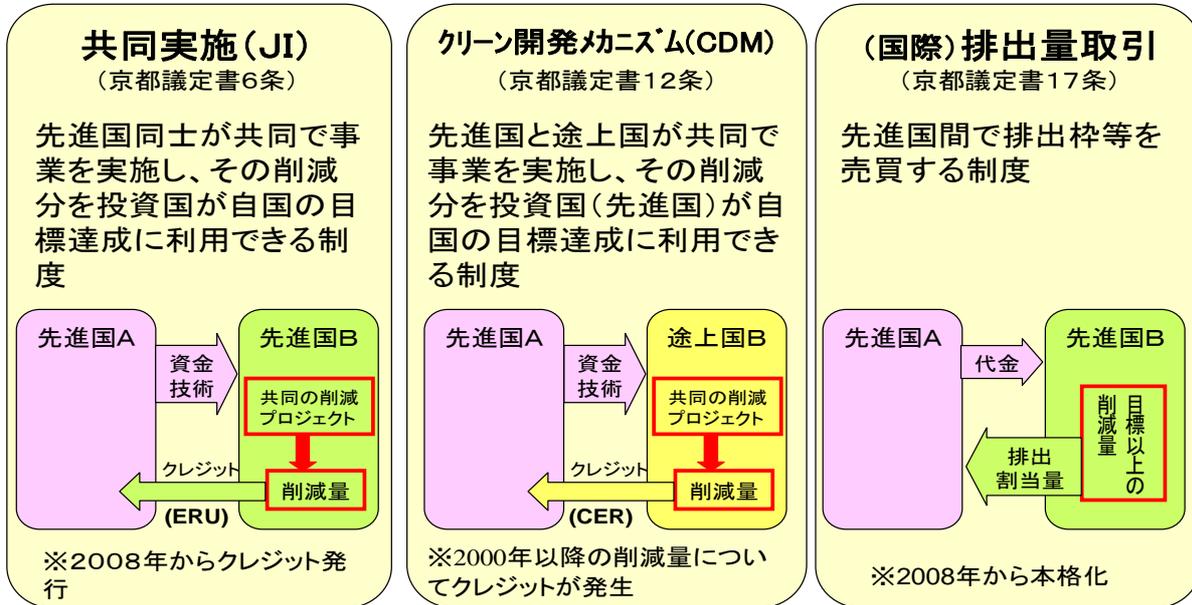
○ したがって、京都メカニズムの活用によって確保すべき量について、1.6%と大綱に明記した上で、活用のための施策を講じていくことが適当ではないか。

○ その上で、補足性の原則を踏まえ、国内対策の各目標について、これを確実に達成するための対策・施策を講じていくべきではないか。

## 2. 何を活用するか

- ・ 京都メカニズムには、以下の3種類がある。

### 京都メカニズムの概要



- ・ このうち、具体的な排出削減努力に裏付けされ、ホスト国の持続可能な発展にも資するCDM及びJIを中心として活用すべきである。

## 3. いかなる施策により活用するか

### (1) 現在講じている施策

現在、政府としては、京都メカニズムを活用するため、以下のような施策を講じている。

- 基盤整備…政府事業承認体制の整備、国別登録簿の整備等
- 民間事業者等による京都メカニズム活用の支援
  - ・ 事業の実現可能性調査
  - ・ CDM/JIプロジェクトに対する設備整備補助 (※補助割合に応じてクレジットを政府に移転する。)
  - ・ プロジェクト設計書の有効化審査費用等の手続費用に対する補助
  - ・ 審査機関の育成事業
  - ・ 情報提供サービス
  - ・ 日本炭素基金 (仮称) の立ち上げ (国際協力銀行・日本政策投資銀行が民間企業とともに出資して、CDM/JIプロジェクトへの資金拠出を行い、出資者がクレジットを獲得する。)
- 途上国等における京都メカニズムに関するキャパシティ・ビルディングの実施

## (2) CDM/JI活用に関するアンケートの結果

3月10日の地球環境部会でも引用したが、環境省が行った事業者に対するCDM/JI活用に関するアンケートによれば、「CDM/JIプロジェクトへの着手に必要な条件は何か」との問に対する主な回答は、以下のとおりである。（回答の全選択肢については参考資料3-1参照）

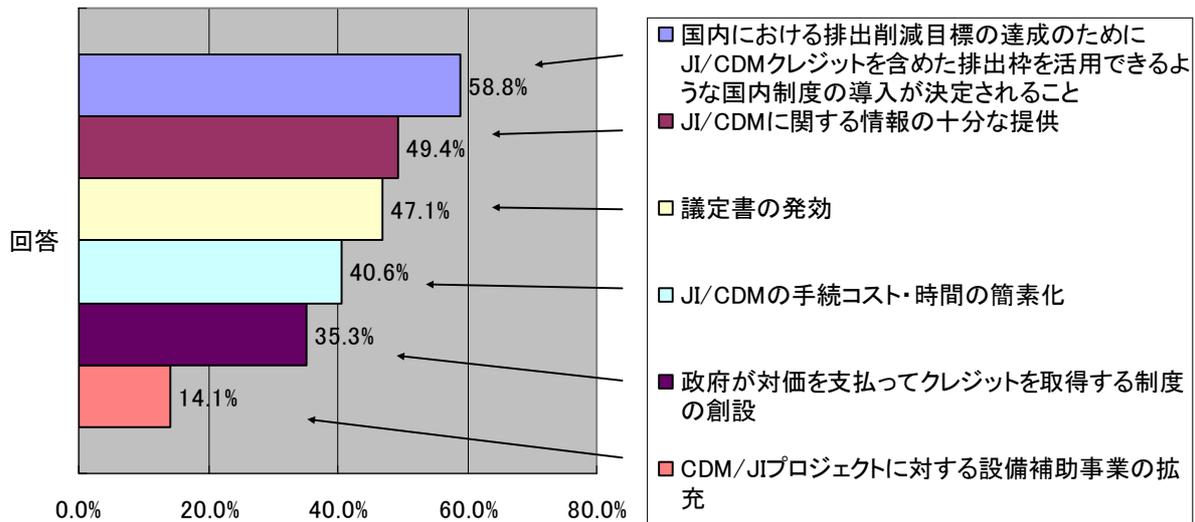


図1 CDM/JIプロジェクトへの着手に必要な条件

(環境省 CDM/JI活用に関するアンケート (平成16年2月実施))

## (3) 京都メカニズムの本格的な活用方策を検討するに当たっての課題

### I 事業者による京都メカニズム活用促進のための課題

- ・ (2)のアンケート結果からは、以下のような課題があることがうかがえる。
  - ①情報提供、手続コスト支援等の支援の必要性
  - ②事業者に対する京都メカニズムによるクレジット獲得の動機付けが不十分であること。
- ・ ①については、環境省としても、今年度から、「京都メカニズム情報プラットフォームサービス」を(社)海外環境協力センターに委託して開始し、ホスト国の国別情報等も含め事業者を提供しているところである(参考3(p12)参照)。また、プロジェクト設計書の有効化審査費用等の手続費用についても補助を行っているところであり、これらの活用が望まれる。
- ・ 一方、②については、制度的な対応について検討する必要がある。

## II 政府に京都メカニズムによるクレジットを移転する方策

- ・ 事業者が京都メカニズムによるクレジットを保有していても、そのままでは日本国として京都議定書の目標遵守に使えるわけではない。日本の国別登録簿の「償却口座」に入れて初めて遵守に用いることができる。(参考4(p16)参照)
- ・ したがって、その前提として、事業者から政府に京都メカニズムによるクレジットを移転する仕組みについて検討する必要がある。

### (4) 京都メカニズムの本格的な活用に向けた施策の在り方

#### 1) 検討の視点

- ・ (3)より、以下の2つの視点から検討する必要がある。
  - 事業者に対する京都メカニズムによるクレジット取得の動機付け
  - 政府への京都メカニズムによるクレジットの移転

#### 2) 京都メカニズムの本格的な活用に向けた施策のオプション

##### ①国内排出量取引制度（対象施設指定型）

- ・ 温室効果ガスを一定量以上排出する大規模排出源を対象施設として指定
- ・ 対象施設には政府が排出枠を交付
- ・ 対象施設は、期末に排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務
- ・ 対象施設は、交付された排出枠を売買できる。
- ・ 対象施設は、排出枠提出義務を果たすに当たり、京都メカニズムによるクレジットを使用できる。

##### (検討)

- ・ 事業者に対する最大の動機付け。活用促進効果が非常に高い。
- ・ 政府財源の問題が生じない。
- ・ 京都メカニズムによるクレジットを十分に活用でき、我が国としての遵守コストを引き下げられる。
- ・ クレジットに対する国内需要創出により、市場が活発化し、排出枠の仲介や検証といった新たな環境ビジネスの振興が図られる。

## ②国内排出量取引制度（自主参加型）

- ・自主的に制度に参入し、具体的な削減目標についてコミットした企業が、その目標を達成するために、排出枠等を取引。
- ・自主的に削減目標についてコミットした企業に対しては、何らかのインセンティブを付与。
- ・削減目標達成に当たり、京都メカニズムによるクレジットを使用できる。

（検討）

- ・企業に対する動機付けとなるとともに、政府としてもクレジットを取得できる。
- ・ただし、政府がどれだけの量のクレジットを取得できるかは、制度設計やインセンティブ次第。

## ③京都メカニズムによるクレジットの政府による調達（参考資料3-2参照）

- ・政府が入札を実施しCDM/JIクレジットを調達（オランダ、スウェーデン等）、クレジットの調達委託による調達（オランダ）といった例がある。

（検討）

- ・企業は、主として、クレジットを政府に移転することにより利益が生ずると予想する場合にCDM/JI等に着手するものと考えられる。①よりも弱いものの、オランダ等での実績もあり、企業に対する動機付けとなると考えられる。
- ・ただし、政府の財源をどうするのか、京都議定書が発効していない状況下で税金によりクレジットを調達することに対し国民の理解が得られるのか、といった課題がある。

## ④CDM/JIプロジェクトに対する設備補助を通じた政府へのクレジットの移転

- ・平成15年からCDM/JIプロジェクトに対する設備補助事業が開始されたが、政府へのクレジットの移転量の決め方について、事業者が取得した総クレジットのうち補助割合（1/3）分を移転することとされていることが現場の感覚に合わず、使いづらいとの指摘がなされている。
- ・このため、これを、補助額/クレジットの市場価格 の数量だけのクレジットを政府に移転するというルールに変えれば、現場の感覚にも合致し、制度を利用しやすくなる、という指摘がなされている。

（検討）

- ・既に補助事業が存在し、企業に対する動機付けとなっている。

- ・ CDM/JIに係る設備整備を行うことにより、途上国等における排出削減を実現し、持続可能な発展に資する。
- ・ ただし、政府がどれだけの量のクレジットを取得できるかは、制度の改善や拡充次第である。

#### ※事業者が自主的な行動計画の目標を達成するために政府に無償で京都メカニズムによるクレジットを提出するというオプションについて

- 事業者が自主的な行動計画を達成するために企業が政府に無償で京都メカニズムによるクレジットを提出するというオプションも考えられる。
- この場合、以下のような課題がある。
  - ・ 財産的価値のあるクレジットを無償で政府に提出するという行動が実際にどれだけとられるか。実際に各企業内でそうした意思決定をなすうるか。
  - ・ したがって、こうした行為に期待した場合に得られるクレジット量はかなり限定されたものになるのではないか。
- なお、経団連自主行動計画の全体目標（±0%）とエネルギー起源CO<sub>2</sub>に係る産業部門の目標とが現段階で整合していないという点に留意する必要がある。
- こうしたオプションを自主的にとるという業界・企業がある場合には、企業会計上及び税務上の取扱い等について整理する必要がある。

#### 4. 京都メカニズムの活用の時期について

- プロジェクトの計画段階からクレジット取得までは3～5年のリードタイムが必要であり2008年まで時間がないこと、特にCDMについては2008年以前の削減量についてもクレジットが発行されるため早期に着手することが有利であること、既に優良なCDM/JIプロジェクトを巡って開発競争が繰り広げられており、出遅れば十分なクレジット量を確保できなくなるおそれがあること等から、第2ステップから京都メカニズムの本格的な活用のための施策を講ずべきである。

#### 5. ODAの活用について

- マラケシュ合意においては、公的資金を活用する場合、その資金はODAの流用（diversion）であってはならない、とされている。
- 何がODAの流用にあたるかという解釈については、現時点では確立されたものはない。今後、CDM理事会において公的資金を活用したプロジェクトの審査がなされる際に判断がなされることとなる。

※なお、OECDの開発援助委員会（DAC）においては、CDM事業に使用されたODA資金のDACにおけるODA計上方法について、投資国が受けとるクレジットの価格分を控除した上で、ODAとして計上できることとされた。

○我が国としても、必要なクレジット量を確保するため、ODA資金を適切に活用していくことが適当。

※国際協力銀行（JBIC）が円借款を供与したエジプトのザファラーナ風力発電について、現在、CDM理事会においてベースライン設定等の方法論の審査がなされている。方法論の承認が得られれば、所要の手続を経て、CDM理事会への登録申請がなされる。

## 6. 活用方針の策定

○以上のような論点を踏まえ、政府としての方針を明らかにするため、政府としての京都メカニズム活用方針を定めるべきではないか。

【参考 1】 これまでに日本政府承認したCDM/JI案件

	承認年月日	CDM/JI	申請者	実施国	事業名	クレジット獲得予測量(t-CO2/年)
1	02/12/12	JI	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	カザフスタン	熱電供給所省エネルギーモデル事業	約 6.2 万
2	02/12/12	CDM	豊田通商(株)	ブラジル	V&M Tubes do Brazil燃料転換プロジェクト	約 130 万
3	03/5/22	CDM	電源開発(株)	タイ	タイ国ヤラにおけるゴム木廃材発電計画	約 6 万
4	03/7/15	CDM	イネオスケミカル(株)	韓国	韓国ウルサン市におけるHFC類の破壊事業	約 140 万
5	03/7/29	CDM	関西電力(株) (e7 基金を代表して申請)	ブータン	e7 ブータン小規模水力発電CDMプロジェクト	約 500
6	03/12/3	CDM	日本ベトナム石油(株)	ベトナム	ランドン油田随伴ガス回収・有効利用プロジェクト	約 68 万 ～120 万
7	04/5/19	CDM	住友商事(株)	インド	インド・グジャラット州在GFL社HCFC22 製造プラントにおけるHFC23 熱破壊による温室効果ガス削減プロジェクト	約 338 万

【参考2】4月16日地球環境部会資料1（抜粋）

Ⅲ. 温室効果ガスの排出見込み

### 現大綱における区分毎の排出見込み

現時点において入手可能であった資料やデータに基づき算定した暫定的な数値であり、今後、さらに新しい資料やデータ、中央環境審議会の議論、その他の関係各省が実施する推計データ等を踏まえて変わりうるものである。

日本エネルギー経済研究所の生産予測に基づく見通し

(単位: 万t-CO <sub>2</sub> )	基準年 (1990、 1995年)	2001年 (実績)	2010年 (追加施策 なし)	基準年比増減	
				区分内 カッコ内は大綱の 目安を示す	対総量 カッコ内は大綱の 目標を示す
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	104,817	113,856	111,045	+5.9%	+5.0% (-2.0%)
産業	47,608	45,181	45,537	-4.4%	(-7%)
運輸	21,705	26,656	25,870	+19.2%	(+16%)
業務その他	14,385	18,832	18,453	+28.3%	(-6%)
家庭	12,915	15,418	15,652	+21.2%	(-11%)
エネ転	8,219	7,760	5,533	-32.7%	
非エネCO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	13,888	13,082	12,566		-1.1% (-0.5%)
代替フロン等3ガス	4,827	3,006	4,975		+0.1% (+2.0%)
合計	<b>123,532</b>	<b>129,944</b>	<b>128,586</b>		<b>+4.1%</b>

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>の目標は「革新的技術、国民各界各層の地球温暖化防止活動」による削減量を含む

Ⅲ. 温室効果ガスの排出見込み

### 現大綱における区分毎の排出見込み

現時点において入手可能であった資料やデータに基づき算定した暫定的な数値であり、今後、さらに新しい資料やデータ、中央環境審議会の議論、その他の関係各省が実施する推計データ等を踏まえて変わりうるものである。

経団連の生産予測に基づく見通し

(単位: 万t-CO <sub>2</sub> )	基準年 (1990、 1995年)	2001年 (実績)	2010年 (追加施策 なし)	基準年比増減	
				区分内 カッコ内は大綱の 目安を示す	対総量 カッコ内は大綱の 目標を示す
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	104,817	113,856	111,632	+6.5%	+5.5% (-2.0%)
産業	47,608	45,181	46,124	-3.1%	(-7%)
運輸	21,705	26,656	25,870	+19.2%	(+16%)
業務その他	14,385	18,832	18,453	+28.3%	(-6%)
家庭	12,915	15,418	15,652	+21.2%	(-11%)
エネ転	8,219	7,760	5,533	-32.7%	
非エネCO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	13,888	13,082	12,566		-1.1% (-0.5%)
代替フロン等3ガス	4,827	3,006	4,975		+0.1% (+2.0%)
合計	<b>123,532</b>	<b>129,944</b>	<b>129,173</b>		<b>+4.6%</b>

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>の目標は「革新的技術、国民各界各層の地球温暖化防止活動」による削減量を含む

【参考3】※環境省においては、CDM/JIに取り組む事業者に対する情報提供が重要であることから、以前より本省やHPでの相談受付、図説京都メカニズム等の資料の配付、CDMセミナーの開催等をおこなってきたが、その更なる充実を図るため、(社)海外環境協力センター(OECC)に委託し、以下の情報サービスを開始した。

## 京都メカニズム情報プラットフォーム (京都メカニズム相談支援事業)

京都メカニズムへの関心が高まっている昨今、民間事業者が様々な形でCDM等のプロジェクトに参画することが多くなってきている。その際、民間事業者活動に即した形での「京都メカニズムの手続」や「ホスト国の制度」等の知見が重要となっているが、現在の状況では、これらの情報は一部を除き、不足・未整理の状況にあるといえる。また、多くの情報は英語等の外国語であり、質・量からして多忙な事業者の皆様が利用しやすい形にはなっておらず、相対的に、事業リスクやコストといったハードルが高くなっているとの指摘がなされている。

このような民間事業者の声に応え、「京都メカニズム情報プラットフォーム」では、当該分野における基礎的情報を提供し、民間事業者自らの努力により事業活動を行いやすい環境づくり（情報面の支援）に努めている。

具体的には、以下のような情報の提供を行っている。

- |               |   |  |
|---------------|---|--|
| ・京メカNews Tank | ： | 最新のニュースから過去のニュースを国別に閲覧が可能。   |
| ・京都メカニズムの手続   | ： | CDM・J I等の手続を分かりやすく説明。CDM理事会等での決定事項も、日本語で情報提供を行う。                       |
| ・国別ポートフォリオ    | ： | CDM・J I等プロジェクト活動に必須の情報であるDNA（指定国家組織）やホスト国承認基準について解説。                   |
| ・事業者支援情報      | ： | フィージビリティスタディなどの政府が行う支援事業や、民間企業主催のセミナー等の情報が入手できる。                       |
| ・その他のリサーチ・ツール | ： | 各国の参考文献リストを集めた「ライブラリ」や「イベントカレンダー」、専門用語を分かりやすく解説した「用語集」等、事業者が使えるツールを提供。 |

本事業については、民間事業者の声を広く汲み取り、活動に反映させていくことが極めて重要となっており、民間事業との積極的な交流を基礎とした「参加型アプローチ」(participatory approach)をとっている。また、CDM人材育成プログラム (IGES) やフィージビリティスタディ事業 (GEC) 等の他の環境省事業とも連携を図りながら、活動を行っている。

○ウェブサイト <http://www.kyomecha.org>

○問合せ先 (社) 海外環境協力センター (OECC)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-8 芝公園アネックスビル 7階

e-mail [info@kyomecha.org](mailto:info@kyomecha.org)

Tel 03-5472-0144

# 京都メカニズム情報プラットフォーム

(事業名: 京都メカニズム相談支援事業)

## 日本のCDM・JI事業者

### 情報ニーズ

- ・CDM/JIの国内承認の基準・手続
  - ・ホスト国における人的・組織的なバックアップ体制の情報
  - ・ホスト国の優遇措置等の情報
  - ・案件の発掘および国内外の事業パートナーの募集
  - ・政府等の事業者支援制度に関する情報
- etc.

情報  
マッチメイキング



情報プラットフォーム

## ホスト国カウンタート

### 情報ニーズ

- ・日本からのCDM/JI事業者の誘致
  - ・CDM/JIによるクリーンな技術の導入
  - ・日本のCDM等事業者の動向と、ホスト国内の重点開発政策との整合性
  - ・CDM投資国からのフィードバック
- etc.

情報提供による事業リスク・コスト低減の促進  
より円滑な事業活動の支援



事業者支援のための  
情報発信

| HOME | SITE MAP | CONTACT US | ENGLISH |

## Kyoto Mechanism Information Platform

サイト検索  GO

### 京都メカニズム情報プラットフォーム

Contents	<p>京都メカニズム情報プラットフォームは、CDM・JI事業者の皆様に ホスト国情報等を提供する環境省の事業です。 ※京都メカニズム相談支援事業として、(社)海外環境協力センターにより運営されています。</p>
Home	
News Tank	
京都メカニズムとは ▶	
京メカの制度 ▶	
CDM理事会のうごき ▶	
環境分野別情報 ▶	
国別ポートフォリオ ▶	
事業者支援情報 ▶	
関連情報 ▶	
サイトマップ	
お問い合わせ	

**■ 京メカ更新情報** ...more

- ❖ 2004年6月5日  
京都メカニズム情報プラットフォーム開設  
国別ポートフォリオ第1弾OPEN!

---

**■ 京メカNEWS** ...more (NewsTank)

- ❖ 2004年6月17日  
OECCセミナー「CDM事業の現況と今後の展開」
- ❖ 2004年6月15日～25日  
第20回気候変動枠組条約補助機関会合(SBI20・SBSTA20)開催(ドイツ・ボン)
- ❖ 2004年6月12日～13日  
第14回CDM理事会開催(ドイツ・ボン)
- ❖ 2004年6月9日～11日  
Carbon Expo 開催 国際排出権取引協会(IETA)・世銀炭素基金(CF)が主催する大規模なイベント(ドイツ・ケルン)
- ❖ 2004年3月24日  
第13回CDM理事会開催(ドイツ・ボン)  
JQA・DNV、指定運営組織(DOE)として信任される。

**環境省**

財団法人 **iges**  
地球環境戦略研究機関

財団法人 **GEC**  
地球環境センター

社団法人 **OECC**  
海外環境協力センター

POWERED BY OECC

Copyright 2004 MOEJ/OECC. All Rights Reserved. ▶ 免責事項

情報プラットフォームホームページ・イメージ図

【参考4】

## 国別登録簿の仕組み

